

「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(見直し案)」に対する意見への対応

資料1-2

No.	部分	基本 施策	素案 ページ	発言者名	内容	回答
1	基本 目標 1	1	11	佐田尾委員	啓発キャンペーンもいいが、新聞やテレビを見ない、リーフレットを目にしない内向きな子どもなどが増えており、従来のキャンペーン以外の方法も必要である。	現在、コンビニエンスストアやスーパーマーケットにリーフレットや携帯カードを置いており、今後も、配架場所を拡大して、多くの人の目に触れる場所にリーフレットや携帯カードを置いていきます。
2		1	12	平谷委員	(3)教育・学習の充実というところで、作成・配布したリーフレットはどのように活用するのか。デートDVについての説明を参観日でやるとか、弁護士のように寸劇でPRするとか、DVDを視聴する等の方法もある。	人権擁護委員や市民団体などと連携を図り、学校現場のほか、公民館などの様々な場面において、啓発冊子、DVD、寸劇や紙芝居の活用などを検討していきます。
3		1	12	北仲委員 (意見書No.4)	デートDVについて、啓発を進めるのはよいと思うが、高校生対象に啓発資料を配るだけではなく、事実上相談や支援ができるように、例えば、学校関係者(教員や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなど)への研修を行う、各校内で啓発の担当を決めるなどの取組をしていただかないと、啓発の効果が見えにくいものになると思う。	教員向けDVセミナーの開催や、養護教諭の研修会のテーマにデートDVを取り上げてもらうなどの取組は行っていますが、教育委員会等と協議しながら、拡充を検討していきます。
4		3	14	北仲委員 (意見書No.1)	加害者更生とは別に、DVケースやストーカーケースの対応を行う際に、「加害者対策」「加害者対応」「加害者処遇」というような、加害者への当面の対応をすることは、現実的に、緊急に必要である。 そこで、 ①更生について情報収集する、という方針は、掲げることは反対ではないが、今すぐ必要な「加害者対策」の策も講じていない中で、実現が程遠い方針だけを掲げるのはバランスに欠ける。「加害者対策」についての実施、または「加害者処遇の対応策の構築」のような方針も立ててほしい。 ②加害者更生について「広報する」という方針の内容について、誰に対して何を広報するのか。	現在、国においても加害者を更生させるための有効な指導方法が確立されていません。このため、本市では、加害者更生のあり方について検討するため、国や他の地方自治体の取組等の情報収集を行うとともに、国や県と連携しながら、まずは加害者であることに気付かせるための広報・啓発、更生に向けての医療機関等の受診の勧めや加害者更生に取り組む民間団体の紹介などから取り組んでいきます。
5		3	14	山手委員	DV加害者へのアンガーマネジメントなど、加害者に対する施策も推進してほしい。	
6		3	14	井手口委員	加害者だけでなく、被害者にもカウンセリングを含めた医療機関での治療が必要である。	被害者に対しては、DVセンターにおいても、必要に応じて、臨床心理士などによるカウンセリングを実施したり、医療機関の受診を勧めたりしています。
7	基本 目標 2	1	15	貴田委員	被害者を支援していくには、相談員3人では少なすぎる。相談員を増やすことが必要である。	DV相談センターの相談件数や、警察での相談体制の充実などの状況を踏まえると、相談員の配置人数は現時点では適正であると考えています。
8		1	16	山手委員	講座や自助グループなどの施策を検討してほしい。	民間の支援団体と連携を図り、DV被害者が集まることができる場を設けることを検討していきます。
9		1	16	佐田尾委員	自助グループの育成支援、ピアカウンセリングは必要。DV被害者が集まることができる場所として、ゲストハウス、シェルターの的なものを作るのは大事なことである。	
10		3	18	平谷委員	人事異動で窓口の担当者が変わる年度替わりの対応が必要である。	
11		3	18	北仲委員 (意見書No.3)	市の様々な業務がDV被害者支援につながるので、窓口担当者だけを研修するのではなく、様々な業務の担当者にも、何らかの研修や情報の共有をしていただきたい。 例えば、呉市役所では、市の様々な業務のどこが、DV被害者のことと関係する可能性があるのかというリストを作って、市の職員全体の研修に役立てているが、そのような取り組みをしていただきたい。 また、医療機関などとの連携についても、連携を実質的に進めるような具体的な方針を立てていただきたい。	人事異動の引継時の留意事項を作成し、引継事務が徹底するよう、対応マニュアルの作成、研修の充実を図ります。 また、庁内LANへの対応マニュアルの掲載や定期的・組織的な注意喚起など、全職員に対する周知方法を検討していきます。

No.	部分	基本 施策	素案 ページ	発言者名	内容	回答
12	基本 目標 3	—	19	平谷委員	「被害者の保護体制の充実」の「保護」の定義は何か。 基本目標3で「保護体制の充実」とあるが、被害者を保護すべき客体としてはいけない。少なくとも、被害者の意思を尊重し、「こうあるべき」としてはいけないし、相談員にもそういった研修をしてほしい。	被害者の保護に当たっては、被害者の安全確保の観点から、被害者に対して、一時保護や保護命令などの制度の説明、利用の助言を行っており、制度の利用は被害者の意思に基づいています。また、相談員に対しても研修を行っており、相談員は十分に制度の趣旨を理解したうえで、被害者への相談・助言を行っています。
13		1	19	佐田尾委員	被害者の情報管理の徹底が住民基本台帳の閲覧制限しかないが、携帯電話のGPS、郵便物の転送など、被害者の情報を加害者が得ることは容易で、どういった手段を使っても知られてしまう可能性はある。 手の内を見せることにもなるが、マニュアルの作成など何らかの対応が必要である。	マニュアルや事例集を作成し、担当課長会議などで周知を図るなど、市役所内部の情報管理を徹底していきます。
14	基本 目標 4	—	22	平谷委員	「被害者の自立支援の充実」の「自立」の定義は何か。経済的自立を強制してはダメ。「被害者の自立支援の充実」は「被害者の支援の充実」ではいけないのか。「自立」という言葉が被害者にプレッシャーをかける気がする。	DV被害者の自立とは、生活保護などの福祉施策を受けながらも、自らの力で安全に社会生活を営むことができる状態であると考えています。まずは、被害者の安全を確保し、心理的不安が解消された後、DV被害者以外の市民と同様に、最終的には、就業等により、経済的にも安定した生活を営むことを目指していきます。このため、本文中の「自立」という表現を「安全な社会生活を営むこと」などに変更します。
15		—	—	平谷委員	一貫して支援できる体制づくりが必要。広島市からそういう体制づくりを発信して欲しい。	
16		18	北仲委員 (意見書No.2)	「切れ目のない支援」については、単に機関と機関が連携し、当事者を渡していけばよいということではない。 相談員が同行支援をしたりすることで支援の一貫性が保てたり、ワンストップの支援にすることで被害者の負担を減らしたり、被害当事者の現状や意向に沿った支援を、方針や基準がぶれないように行うことが大切である。特に広島市の場合は、県の婦人相談所での一時保護、その後も婦人保護施設や市営住宅への入居などに支援の段階が移っていく中で、DVセンターの相談員の支援からは離れていくことが多いと思われるが、その中で、支援の一貫性や継続性が保てるのか。また、相談員が関われなくなった段階での支援の質は大丈夫なのか、ということが懸念される。 「切れ目がなく、また一貫して良質な支援」を提供する方針は実現するためには、その点をふまえた計画にしていきたい。	DVセンターにおいて、ワンストップサービスの対応・フォローを行うことは、現時点の体制では困難です。このため、広島市DV関係機関連絡会議の参加機関が、ケースに応じて、それぞれ現行の枠組みを活用しながら、より円滑な支援が行えるよう、連携を強化していきます。また、DV被害者に関する相談窓口と支援窓口の共通のケース記録を作成するなど、関係機関との情報共有の方法を検討していきます。	
17		3	24	北仲委員 (意見書No.6-2)	生活保護の転居費用について、広島市や広島県が、市内などにとどまらず、他地域に転居するよう被害者に促すような方針をもっているという話を聞かすが、事実か。もし、市内に留まれば、生活保護などは出さない等の方針を持っているのであれば、全国、他の地域では行われていない硬直的な方針だと思われるが、どうなのか。	生活保護担当課に確認したところ、生活保護の転居費用の支給に当たって、転居先を限定する取扱いはありません。 しかしながら、DV被害者ということであれば、近隣に転居すれば加害者と遭遇する可能性も高くなるため、被害者の安全性の確保の観点からも、できるだけ遠方へ転居することが望ましいと考えており、そういった助言をすることはあります。このように生活保護の転居費用の支給に当たっては、安全性の確保の観点などを踏まえ、個々のケースごとに転居の必要性を判断して決定しており、DV防止計画に記載することは難しいと考えています。
18		3	24	平谷委員	市域内転居に対する生活保護の引越費用給付は、ハードルが高いのが事実。生活保護の支給に関しては、できればいろんなことを、本当は中身として書き込んでいただきたい。	
19	3	24	平谷委員	児童扶養手当は離婚しないと支給されない。 保育料については、離婚調停を申し立てたら、母親の収入だけで保育料の計算をしているので、そういうことを掲載いただくのがよい。就学援助についても同様の取組がされていると思うし、もしされていないのならば、保育料と同様の、別居していて離婚が前提となっていることが明らかな段階、例えば保護命令が出ているとか、離婚調停を申し立てているとかの段階であれば、同様のことをやっていただけたらと思うし、そういうことも掲載いただきたい。	児童扶養手当の支給要件は、平成24年8月から、配偶者からの暴力で「保護命令」が出た場合も対象となっています。 福祉等の制度については、頻繁に改正等が行われることから、DV防止計画において、制度の詳細を記載し、説明するのではなく、チラシ等を作成して、制度を分かりやすく周知していきたいと考えています。	

No.	部分	基本 施策	素案 ページ	発言者名	内容	回答
20	基本 目標 5	2	27	平谷委員	生徒指導上の問題がある子どもには家庭問題がある。母親を父親が馬鹿にする様子を見て、子どもも母親を馬鹿にする、または子どもの不満が母親に向かうようになる。子どもに表れている問題行動に対し指導をして終わるのではなく、暴力の連鎖を防ぐため、DV家庭の子どもにDV家庭以外の家庭の男女のあり方のモデルを示す必要がある。	面前DVを受けた子どもへの対応については、こども家庭支援課、児童相談所と連携を図り、対応していきます。
21		2	27	貴田委員	面前DVなどの児童虐待は暴力の連鎖を生む。幼稚園、保育園で、子どもに「このような場合は相談してもいいのだ」と教える仕組みを作ってほしい。	
22		2	27	井手口委員	虐待を受けた子どもは脳が機能低下しているという記事を読んだことがあり、一般とは違う治療が必要なのではないかと思う。面前DVには隠れたDVが多いため、どこかで大きくPRする必要がある。	
23		2	27	篠原会長	DV家庭の子どもは、暴力の連鎖を容認してしまい、加害者側に加わることにより、被害から逃れる。知識としての教育ではなく、アクティブラーニング(人権感覚)が必要。	
24	5	3	28	北仲委員 (意見書No.5)	被害者アンケートについて、母数が少ない対象者に対する調査は、量的な調査はあまり有効ではない。「アンケート」と書くと、量的調査のような印象がある。インタビュー調査もあり得るかと思うので、「調査をする」などの表現にはいかがが。	御指摘を踏まえ、修正します。